

三次市教育委員会議案第 5 0 号

三次市学校給食共同調理場設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則案を次のように提出する。

平成 2 4 年 3 月 2 8 日

三次市教育委員会教育長 児 玉 一 基

三次市学校給食共同調理場設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則（案）

三次市学校給食共同調理場設置及び管理条例施行規則（平成 1 6 年三次市教育委員会規則第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中

「

名称	場長
三次市十日市学校給食共同調理場	三次市立十日市小学校長
三次市川地学校給食共同調理場	三次市立川地小学校長
三次市栗屋学校給食共同調理場	三次市立栗屋小学校長
三次市三次学校給食共同調理場	三次市立三次小学校長

」を

「

名称	場長
三次市栗屋学校給食共同調理場	三次市立栗屋小学校長
三次市三次学校給食共同調理場	三次市立三次小学校長
三次市八次学校給食共同調理場	三次市立八次小学校長

」に

改める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。